

いつも石灰窒素ペルカをご使用いただきありがとうございます。

この度、農林水産省 消費・安全局 農産安全管理課長名で出された、平成 23 年 4 月 15 日付 23 消安第 524 号「メラミンを含む石灰窒素(水和造粒品)の当面の取扱いについて」では、一部の国産石灰窒素造粒品が自主回収となったことについて、規格外の製品が製造されていたにもかかわらず、その事が確認されることなく販売されたことによる自主回収である、と粒状石灰窒素ペルカ製造元、ドイツ、アルツケムトロストベルグ社および弊社は理解いたしております。

今回の事柄について農林水産省消費・安全局農産安全管理課によると、「今回の一部国産石灰窒素について、メラミン含量の高い水和造粒品の施肥量、施肥作物、土壌条件など諸データが不十分であるが、水和造粒品の安全性が疑わしい状況は否定できないことから、次善の策とし、一部の国産石灰窒素造粒品の自主回収および出荷の自粛を支持している」との理由で、今回の文章が農林水産省より発行されました。

この事は、今回の一連の騒ぎを裏付ける分析データおよび基準も何も無いまま、また同時に他社の石灰窒素の分析もせずに、情報提供のあった一部の国産石灰窒素の「自主回収、出荷の自粛を支持する」との事です。

農林水産省消費・安全局農産安全管理課名の書面で発行されていることにより、粒状石灰窒素製造元、アルツケムトロストベルグ社は、ドイツ製石灰窒素が今後受ける風評被害を大変残念に思っております。

粒状石灰窒素ペルカは安全にお使いいただけます。

ドイツにおいて 1900 年初頭より石灰窒素を製造・販売し、ヨーロッパを含む世界各国で 55 年以上、水和造粒により製造・販売実績のある粒状石灰窒素ペルカには、今まで、このような品質問題が起きたことは一切ございません。粒状石灰窒素ペルカは石灰窒素粉状品に単に水を加えて造粒する粒状製品ではなく、より良い肥効・緩効性を得る理由で硝酸石灰水溶液(CaNO₃)を入れ造粒した製品です。

世界的な肥料である石灰窒素に唯一農薬登録を指導された日本においても、アルツケムトロストベルグ社は 1980 年代に取得し、現在に至っております。農薬登録における作物残留試験において、石灰窒素のメラミン含有量などの試験項目が今後追加されると致しましても、アルツケムトロストベルグ社が製品および作物残留試験においてメラミン含有量についての指摘は受けておりません。

この度の国産石灰窒素造粒品回収について、一部の水和造粒品が引き起こした問題により、全ての粒状石灰窒素が受ける風評被害を大変危惧いたしております。粒状石灰窒素ペルカは、引続き安全にお使いいただけます事をお知らせいたします。